平成２６年（フ）第５４４号
埼玉県川越市大字笠幡3590番地２　養護老人ホームやまぶき荘、前住所埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６　川越いせはら団地２号棟201号室
債務者　長澤美代子
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４５号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地４―1004
債務者　山本　真一
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９号
新潟県佐渡市長木809　東栄ハイツ５―103、従前の住所新潟市東区山木戸２丁目７番48号コーポハマナス101号
債務者　馬籠　　天
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町柏原福井１番地95
債務者　上田　倫也
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
沖縄県那覇市東町22番８―403号　マンション東
債務者　石垣　美吉
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２３２号
沖縄県那覇市東町22番８―403号　マンション東
債務者　石垣　雪枝
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９６号
沖縄県浦添市宮城２丁目５番１―501号　ゆひな荘
債務者　浦崎　　満
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９７号
沖縄県浦添市宮城２丁目５番１―501号　ゆひな荘
債務者　浦崎　　隆
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９８号
沖縄県浦添市宮城２丁目５番１―501号　ゆひな荘
債務者　浦崎　幸子
１　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５７号
岩手県奥州市水沢区泉町２番３号
債務者　鎌田　和江
１　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第５８号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字車８―４、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字斉の神84番地１　あーち美容室２Ｆ
債務者　高林　裕幸
１　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１４５号
群馬県太田市新田木崎町1740番地11
債務者　藤代　　勇
１　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２０４号
群馬県高崎市浜川町３番地
債務者　鈴木　高士
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２１４号
群馬県高崎市稲荷町12番地13
債務者　山田　啓二
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５４８号
埼玉県富士見市羽沢１丁目６番13―308号、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字上富687番地１
債務者　酒井美知子
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７７号
三重県松阪市久保町1855番地563、前住所三重県松阪市久米町288番地５
債務者　小林　　寛
１　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３５３８号
大阪市天王寺区味原町11―21プリエール味原802、住民票上の住所大阪市中央区上本町西３丁目１番44号
債務者　ヤマモトサイクルこと　山本　修二
１　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部